小笠原諸島振興開発施策の推進

令和7年度予算額:　1，039百万円（前年度：1，044百万円）
令和6年度補正予算額:　480百万円（前年度:　505百万円）

小笠原諸島の特性を最大限に生かし、地域の主体的な取組を支援

島民・観光客の安全確保のための防災施設の整備、世界自然遺産である自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援する。

World Natural Heritage Ogasawara Islands
世界自然遺産 小笠原諸島

小笠原諸島振興開発事業費補助（ハード事業）

港湾整備 | 農業・水産業基盤整備 | 農業・水産業振興 | 観光振興 | 道路整備 | 生活環境施設等整備

【主な事業】

災害防除（道路整備）

崖崩れや落石等の恐れのある斜面について、災害を未然に防止する斜面の防護工事を行う。

父島循環線斜面

小中学校（生活環境施設等整備）

教育環境の改善のため、築後50年以上経過し、老朽化した小中学校の改築を行う。

小笠原小中学校

砂防（生活環境施設等整備）

豪雨時に土石流が懸念される河川において下流の人家の被害を防止する砂防施設を整備する。

北袋沢地区第一沢堰堤（イメージ）

小笠原諸島振興開発費補助金（ソフト事業）

診療所運営

医療施設の運営支援（唯一の医療機関である診療所の運営に対する支援を行う。）

小笠原村診療所

病害虫等防除対策

指定病害虫であるミカンコミバエの再侵入警戒調査やアフリカマイマイの防除・試験研究等を行う。

各種調査（観光関係）

直轄調査経費

小笠原諸島の自立的発展に向けた産業振興等に関する調査を行う。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和6年法律第6号）〔令和6年3月29日成立・30日公布・4月1日施行〕概要

背景・必要性

◆　奄美群島・小笠原諸島は、戦後、米軍の軍政下に置かれ、日本復帰以降、特別措置法（時限法）を設けて、社会資本整備や産業振興を促進。

◆　奄美群島は日本復帰から70年、小笠原諸島は55年を迎えたが、地理的条件や厳しい自然条件等から、現在も経済面・生活面で本土との格差が存在。

◆　特に、今後も地域社会を維持するためには、移住・定住の促進が必要であるが、住宅の確保等が課題となっており、受け入れ体制の整備が重要。

⇒　令和5年度末で期限を迎える特別措置法を延長し国による支援を継続することが必要。

〔奄美群島〕

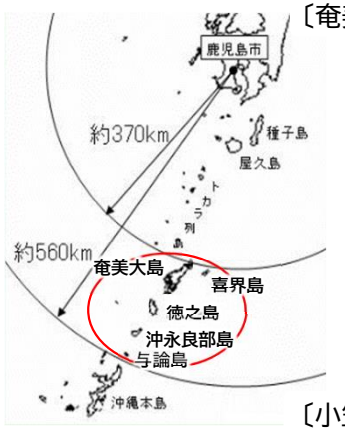

人口の推移（国勢調査）

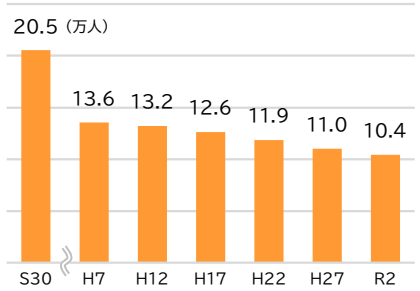

〔小笠原諸島〕

人口の推移（住基人口）

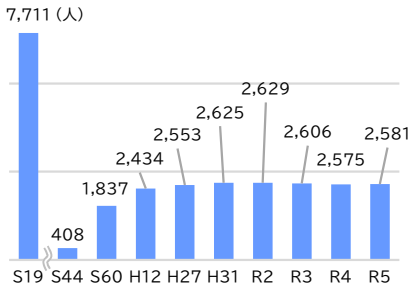

法律の概要

1. 法期限の延長

◆ 法期限を令和10年度末（R11.3.31）まで5年間延長〔奄美法・小笠原法〕

2. 地方への人の流れの創出

◆ 目的規定等に「移住の促進」を追加、
「移住の促進」に関する配慮規定を新設〔奄美法・小笠原法〕
⇒　空き家改修等による移住者向けの住宅整備等を支援〔奄美〕
⇒　土地利用計画の見直しによる住宅用地の確保を推進〔小笠原〕

〔奄美群島への移住の促進〕

➢ 農業や介護などのマルチワークによる移住者のなりわい確保が進んでいる。

➢ 他方、移住者の住宅確保が課題であり、空き家を移住者に貸し出す取組が進みつつある。

〔小笠原諸島への移住の促進〕

➢ 環境保護をなりわいとする若者などの若年層の移住が進んでいる。

➢ 他方、住宅用地の確保が課題であり、法に基づく土地利用計画の見直しに取り組む。

3. 沖縄との連携強化

◆ 基本理念に「沖縄との連携」を追加〔奄美法〕
⇒　世界自然遺産への一体としての登録（令和3年）を機とした沖縄との人流・物流の活性化を支援

【奄美漁協の島外移出】

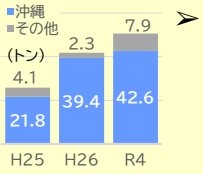

➢ 水産物について、沖縄の企業との直接契約で本土向けより沖縄向けの移出が増加。

4. 新たな課題等への対応

◆ 配慮規定に「遠隔教育」、「先端的な情報通信技術の活用」を追加
その他、遠隔医療や防災対策等を含め配慮規定を充実〔奄美法・小笠原法〕

◆ （独）奄美群島振興開発基金の業務について、現行の債務保証・融資業務に加え、事業者への「コンサルティング業務」を追加〔奄美法〕

【目標・効果】奄美群島及び小笠原諸島の自立的発展及び移住・定住の促進（KPI）
○ 奄美群島における移住者数　：R4年度 1,787人 → R10年度 3,000人
○ 小笠原諸島における移住者数：R4年度　330人 → R10年度　350人

住宅不足の解消に向けた土地利用計画の見直し

国土交通省

○ 父島の集落地域には住宅用地となる未利用地が少なく、一部の農業地域にも宅地が広がる傾向があったため、昨年8月に策定された新たな振興開発計画では、土地利用の現状を踏まえて、土地利用計画の見直しを実施。

○ 今後、新たな住宅政策に関する方針を小笠原村において策定し、今後の土地利用の動向を見極めつつ、集落と農業の地域区分の見直しを検討していく。

■小笠原諸島振興開発計画　土地利用計画図【父島】

＜令和元年度～5年度＞

父島二見港周辺の集落地域には、
住宅用地となる未利用地が少ない状況

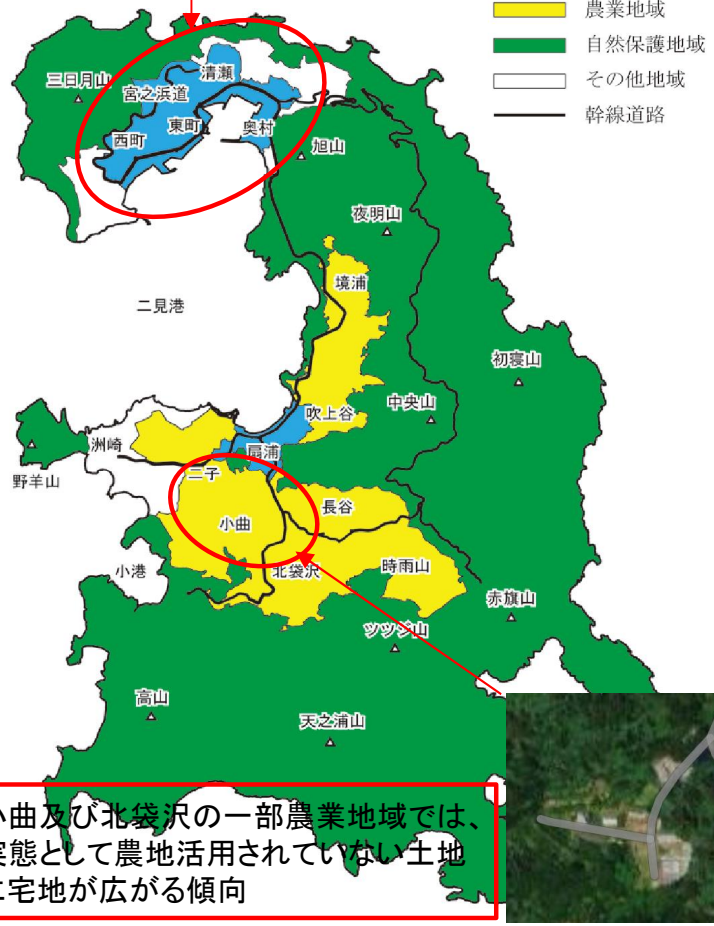

小曲及び北袋沢の一部農業地域では、
実態として農地活用されていない土地
に宅地が広がる傾向

土地利用計画
を見直し

＜令和6年度～10年度＞

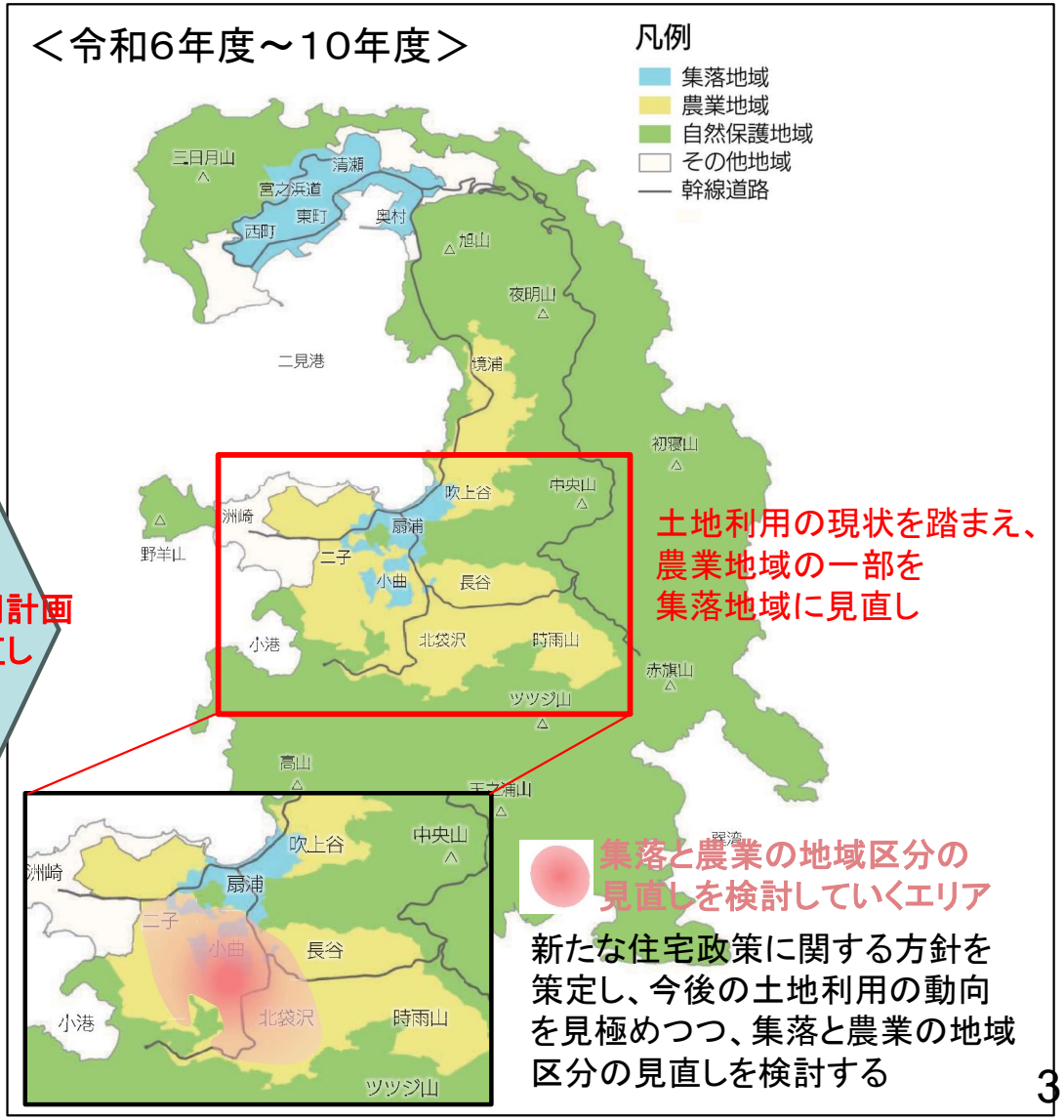

土地利用の現状を踏まえ、
農業地域の一部を
集落地域に見直し

集落と農業の地域区分の
見直しを検討していくエリア

新たな住宅政策に関する方針を
策定し、今後の土地利用の動向
を見極めつつ、集落と農業の地域
区分の見直しを検討する

住宅供給に向けた取組

国土交通省

○ 小笠原村では新たな分譲地の整備を進めており、父島奥村地区では8区画を分譲。
○ また、新たな住まいのモデル事業として、東京都・小笠原村・東京都住宅供給公社が連携し、ファミリー世帯向けの4戸を整備。
○ さらに、東京都において、老朽化した小笠原住宅の一部について建替事業を実施中。

■分譲地の整備（小笠原村）

○父島奥村地区 ： 宅地8区画（1区画160㎡程度）を分譲、販売
⇒全区画販売済で土地譲渡契約手続き中

○母島静沢地区 ： 分譲地の整備を計画中

■小笠原における新たな住まいのモデル事業

○ ファミリー世帯向けの住宅が不足する小笠原村において、東京都、小笠原村、東京都住宅供給公社（JKK）が連携し、新たな住まいを提供するモデル事業を実施。

⇒ 令和7年2月に全戸賃貸契約済

＜モデル住宅の概要＞
- 住宅名称 ： カーメスト小笠原父島
- 令和6年10月竣工
- 建物構造 ： 鉄筋コンクリート造（2階建て）
- 計画戸数 ： 4戸（メゾネット住戸）
- 住戸面積 ： 約56㎡～62㎡

■小笠原住宅の建替事業（東京都）

○小笠原住宅（全393戸）のうち、老朽化が進行している
父島清瀬アパート 30戸、母島沖村アパート 60戸
を「地域優良賃貸住宅」として建替を実施中。

清瀬アパート（父島）

30戸（3DK 50㎡）

建替

RC造5階建
2棟 44戸
- 15戸（2K・43.6㎡）
- 15戸（2DK・56.7㎡）
- 14戸（3DK・64.7㎡）

⇒現状より14戸増加

沖村アパート（母島）

60戸（3DK 50㎡）

建替

RC造4階建
4棟 60戸
- 12戸（2K・43.6㎡）
- 36戸（2DK・56.7㎡）
- 12戸（3DK・64.7㎡）